

県北広域振興局長告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成29年4月14日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

- 1 路線名 姉帯戸田線
- 2 供用開始の区間 二戸郡一戸町面岸字一本木131番165地先から131番103地先まで
- 3 供用開始の期日 平成29年4月14日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
  - (2) 期間 平成29年4月14日から同年5月15日まで